

議案第72号

令和7年7月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
矢野 貴則	松山市正円寺一丁目

(提案理由)

識見を有する者のうちから選任された監査委員大宿有三氏は、令和7年7月4日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

議案第73号

令和7年7月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
檜 林 建 司	松山市北持田町

(提案理由)

公平委員会委員のうち檜林建司氏は、令和7年8月3日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方公務員法（抄）

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 (略)

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

議案第74号

令和7年7月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
田岡 伸一	松山市森松町

(提案理由)

固定資産評価員白石信二氏から、令和7年7月4日付けをもって辞任したい旨申し出があったので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方税法(抄)

(固定資産評価員の設置)

第404条 (略)

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。